

◇ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十七号） 新旧対照条文  
 ◎ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域支援事業の額）            第三十七条の十三（略）            2・3（略）            4 平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額            イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額            (1) 前項第一号イ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額            (2) 当該年度の当該市町村の被保険者に対する法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額            ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額            (1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得</p>	<p>（地域支援事業の額）            第三十七条の十三（略）            2・3（略）            4 平成三十年度以後の各年度の法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。            一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額            イ 当該市町村における前項第一号イ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額            （新設）            （新設）            ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額            (1) 前項第一号ロ(1)に掲げる額に平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得</p>

た額

(2) 当該年度の予防給付費額

二 平成二十七年から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額

及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 前号イ(2)に掲げる額

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成三十年から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 前号ロ(2)に掲げる額

5  
5  
8  
(略)

た額

(2) 当該年度の予防給付費額

二 平成二十七年から平成二十九年度までのいずれかの年度において特定事情市町村と認められた市町村 前号に定める額又は次のイ若しくはロに掲げる額のうち最も高い額

イ 当該市町村における平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び経過的特定予防給付費額の合算額に平成三十年から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(新設)

(新設)

ロ 当該市町村における(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除して得た額

(1) 平成二十九年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成三十年から当該年度までの各年度の七十五歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額

(2) 前号ロ(2)に掲げる額

5  
5  
8  
(略)